

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から

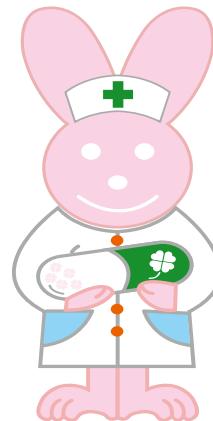
〈個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書〉を無料で発行致しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても

平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することといたしました。

明細書は、使用した薬剤の名称などが記載されるものです。

その点を御理解いただき、明細書の発行を希望されない方はお知らせ下さい。



クローバー薬局

容器代について

当薬局では、軟膏容器・水剤容器・点鼻容器等の容器代をいただいております。

なお、衛生管理上、容器の持ち込みはご遠慮下さい。



ご理解の程、お願い申し上げます。



クローバー薬局

薬学管理料について

当薬局は、患者様希望により、服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックいたします。



クローバー薬局

医療DX推進体制整備加算のご案内

当薬局では、患者様の情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を図るため、以下の体制整備・取組を行っています

- ①オンライン資格確認等システムを利用、患者様の診療情報・薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に取得した情報を閲覧し、活用しています
- ②マイナンバーカードの健康保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます
- ③電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組の実施を予定しています

当薬局ではオンライン資格システムを活用しています

マイナ保険証の利用などにより、患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報、保険情報などその他必要な診療情報を取得・活用して質の高い医療の提供に努めています。

～～医療情報取得加算（12カ月に1回）～～

医療情報取得加算 1点

正確な情報を取得・活用する為にマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

ご質問等ありましたら従業員までお声かけください。

クローバー薬局

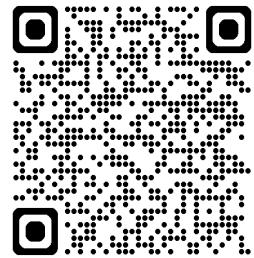
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るために
皆さまのご理解とご協力を
お願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare